

高福第 1114 号
平成 30 年 3 月 30 日

各高齢者施設 }
各介護保険事業所 } 管理者様

神奈川県保健福祉局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

高齢福祉分野における施設基準条例等に関する解釈通知について
(通知)

日ごろから、介護保険制度の適正な運営に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

今般、県では、平成 30 年 3 月 30 日付けで公布した施設基準条例等及び平成 30 年 3 月 27 日付け及び平成 30 年 3 月 30 日付けで公布した施設基準条例施行規則等に関する解釈通知を次のとおり規定しましたので通知します。

1 規定した通知

- (1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について
- (2) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について
- (3) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について
- (5) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例について
- (6) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- (7) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について

2 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

3 掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 7. 条例・解釈通知等

→ 高齢福祉分野における施設基準条例等に関する解釈通知について (H30.4.1)

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=922&topid=9>)

問合せ先

電話045-210-1111 (代表)

【軽費老人ホーム・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・短期入所生活介護（介護予防サービスを含む。）について】

高齢福祉課福祉施設グループ

内線 4851～4854

【特定施設入居者生活介護・短期入所療養介護（それぞれ介護予防サービスを含む。）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院について】

高齢福祉課保健・居住施設グループ

内線 4856～4859

【上記を除く居宅サービス（介護予防サービスを含む。）について】

高齢福祉課在宅サービスグループ

内線 4840～4843